

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第14条の3第1項及び第2項	地下水の水質の浄化措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。